平成25年度
第二種金融商品取引業者説明会

平成２６年３月１９日（水）

「第二種金融商品取引業者に対する監督行政の現状等」

本日のメニュー

１．金融商品取引業者向け監督方針について　・・・ 3

２．金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正について　・・・ 5

３．反社会的勢力への対応に係る監督指針等の改正について　・・・ 8

４．金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要・・・ 9

（１）投資型クラウドファンディングの利用促進　・・・10

（２）ファンド販売業者に対する規制の見直し　・・・11

１．金融商品取引業者向け監督方針について

金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

(1) 金融資本市場を取り巻く環境・金融商品取引業者等に求められる役割

・ 海外の経済状況や金融資本市場の動向に引き続き留意

・ 市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献を期待

・ 成長資金の供給拡大への貢献を期待（金融仲介機能の積極的な発揮、顧客の資産形成に資するような商品開発・提供・コンサルティング機能の発揮等）

・ 責任ある迅速な経営判断、5年～10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要

(2) 監督当局の取組姿勢等

⇒ ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本

① リスク感応度の高い行政

・リスクをフォワード・ルッキングに特定・把握
・リスクベースの監督の推進
・システム・業務継続体制の自主点検

② 国民目線・利用者の立場に立った行政

・顧客保護や利用者利便の一層の向上

③ 将来を見据えた行政

・ 国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、業者が抱える共通の構造的課題も念頭に置く

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政

・ 業者との率直かつ深度ある対話、他の業者の先進的取組を紹介等

１．金融商品取引業者向け監督方針について

監督の重点分野

市場仲介機能等の適切な発揮

① 市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備の検証

② 成長資金の供給拡大への貢献の促進
⇒適切な内部管理態勢の下で、金融仲介機能の発揮に前向きに取り組むよう促す。

③ NISAの導入に向けた販売態勢等の検証

④ 顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

⑤ 証券取引の不正利用の防止

⑥ 指標金利への不適切な働きかけ等の防止

リスク管理と金融システムの安定

(1) 証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進
⇒大規模証券会社グループ等について、

① 国際的議論の動向も踏まえ、流動性リスク管理等に万全を期すよう求める。
② グループ一体のガバナンス態勢やリスク管理態勢の強化を促す。

(2) 中小証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの備え
⇒財務内容の悪化や資金繰りの困難化等への対応策について実効性を検証、顧客財産の保全状況や反社会的勢力等の関与について注視、業界団体等との連携強化

(3) 各種ファンドへの対応
⇒将来のリスクの顕在化を見越した早めの対応を行っていくため、各種ファンドに関する募集・運用等の実態把握に取り組む。

顧客保護と利用者利便性の向上

① 販売態勢等
⇒金融商品取引業者において、顧客から信頼され、長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底。

② 苦情・相談処理態勢

③ 業務の継続性（システム・BCP）

④ 投資一任業者に係る対応

⑤ 外国為替証拠金取引に係る対応

⑥ 第二種金融商品取引業に係る対応
⇒MRI問題も踏まえ、モニタリングの強化を図るとともに、情報分析力の向上・監督態勢の整備についても検討。

⑦ 格付会社に係る対応

⑧ 金融犯罪等への対応

２．金融商品取引業者等に関する内閣府令等の改正について（抄）

契約締結前交付書面の記載事項の追加　（平成２６年４月１日施行予定）

① 事業型出資対象事業持分の取引に係る記載事項の追加
（府令第92条の2第1項第3号～5号）

【追加記載事項】
- 第3号：事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性及び当該特性を理解した上で投資を行うべきである旨
- 第4号：出資対象事業に係る資金の流れに関する事項
（出資金等の使途の具体的内容及び各使途への配分に係る方針、出資金等の送金等又は管理等を行う者の商号等及び役割）
- 第5号：外部監査の有無及び外部監査を行う者の氏名等

② 契約締結前交付書面の最初に平易に記載する事項の追加
（府令第79条第3項）

【追加記載事項】
- 府令第92条の2第1項第3号に掲げる事項

※ 出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業である場合に限る。

③ 外国出資対象事業持分の売買等に係る記載事項の追加
（府令第88条第1項第2号）

【追加記載事項】
- 発行者が監督を受けている外国当局の有無、外国当局の名称及び当該監督の主な内容

２．金融商品取引業者等に関する内閣府令等の改正について（抄）

【契約締結前の書面交付に係る留意事項】

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ｖ－２－１－１（４）②

○ 金商業等府令第92条の2第1項第3号に規定する「事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性」の具体例

１．顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要

２．顧客は出資した金銭の実際の使途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること

３．出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではないこと、等

２．金融商品取引業者等に関する内閣府令等の改正について（抄）

事業報告書記載事項の追加

（平成２６年４月１日施行予定）

（金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号）

１．募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称、設定年月日、存続期間の終期、総出資額、純資産額、適格機関投資家向けみなし有価証券の本数、備考

２．募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業の内容、出資者数、出資形態、募集・私募の別、発行者の名称、設定月日、募集・私募の期間、存続期間の終期、出資額、純資産額、総資産額、ファンドの資産構成、配当額（分配額）、想定配当等利回り、解約額、償還額、ファンドの財務諸表監査の有無、出資金払込口座の所在地、資金の流れ

３．売買又は売買の媒介等を行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称、発行者、発行者との関係内容

４．売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称、設定年月日、存続期間の終期、総出資額、純資産額、関係会社以外の発行本数、適格機関投資家向けみなし有価証券の本数、備考

５．売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

事業の内容、出資者数、有価証券の種類、売出し・募集・私募の別、発行者の名称、設定年月日、売出し・募集・私募の期間、存続期間の終期、出資額、純資産額、総資産額、ファンドの資産構成、配当額（分配額）、想定配当等利回り、解約額、償還額、ファンド財務諸表監査の有無、発行者との関係、出資金払込口座の所在地、資金の流れ

３．反社会的勢力への対応に係る監督指針の改正

監督指針の一部改正案の概要

○ 金融庁は、先般の提携ローンの問題も踏まえ、平成25年12月26日、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表した。

○ これらの取組を推進するため、以下のような構成で、
（1）反社会的勢力との取引の未然防止【入口】
（2）事後チェックと内部管理【中間管理】
（3）反社会的勢力との取引解消【出口】
に係る態勢整備等についての着眼点を追加する所要の改正を行う。

① 組織としての対応
② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築
③ 適切な事前審査の実施
④ 適切な事後検証の実施
⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み
⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

４．金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策」を整備

→ 成長戦略を金融面から加速・強化

市場の活性化
（新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等）

投資型クラウドファンディング（注）の利用促進

◆ 少額（募集総額１億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディングを取り扱う金商業者の参入要件を緩和

◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入　等

（注）新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

（注）現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金商業者の事業年度規制の見直し

◆「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる設定をすることを許容

（注）この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化
（新規上場の促進や資金調達の円滑化等）

新規上場に伴う負担の軽減

◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

（注）特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要に（大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除外）

◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し（「無過失責任」から「過失責任」への変更等）　等

（注）上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止

◆ 第二種金商業者について、国内拠点の設置等を義務付け　等

金融指標に係る規制の導入

◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入　等

電子化された株券等の没収手続の準備

◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

４．(1)投資型クラウドファンディングの利用促進

（第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係）

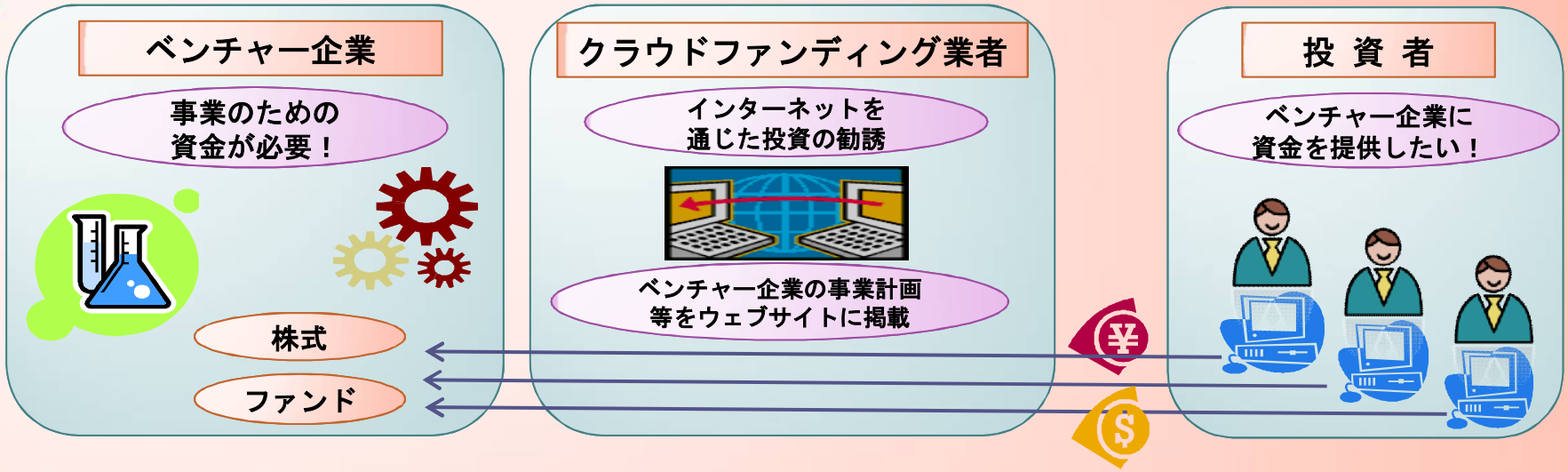

≪現　状≫　・有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。

（「株式」の勧誘：第一種金融商品取引業者　～兼業規制あり、最低資本金5,000万円 ）

（「ファンド」の勧誘：第二種金融商品取引業者　～兼業規制なし、最低資本金1,000万円 ）

・非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

≪改正案≫

参入要件の緩和等	・少額(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準（注2）を引下げ。（第29条の4の2、政令） ・非上場株式の勧誘を、少額（注1）のクラウドファンディングに限って解禁。（自主規制規則）
投資者保護のためのルールの整備	・詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。（第29条の4　登録の拒否、第35条の3　業務管理体制の整備、第43条の5）

（注1）発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

（注2）第一種金融商品取引業者：（現行）5,000万円⇒1,000万円。第二種金融商品取引業者（現行）1,000万円⇒500万円

４．(2)ファンド販売業者に対する規制の見直し（第40条の3の2、第29条の4関係）

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

○ ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

≪改正案≫

○ 左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。
（第40条の3の2 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）

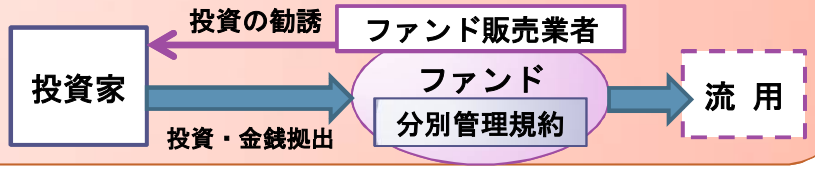

国内拠点設置等の義務付け

○ 海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障。

≪改正案≫

○ ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。
（第29条の4 登録の拒否）

※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会（自主規制団体）への加入促進

○ 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則（自主規制ルール）が適用されない。

≪改正案≫

○ 協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け、協会への加入促進を図る。

○ 上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から当該社内規則の適用を確保する。
（第29条の4 登録の拒否）

※証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。